

単身赴任手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年6月10日学長裁定)

単身赴任手当細則の一部を改正する細則

単身赴任手当細則（平成16年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(届出) 第7条 給与規程第24条第4項の規定による届出は、単身赴任届（別紙第1）により行うものとする。 2～3（略）</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この細則は、令和6年7月1日から施行する。</u> <u>別紙第1（第7条第1項関係）</u></p> <p><b>【改正理由】</b> 業務の効率化を図るため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(届出) 第7条 給与規程第24条第4項の規定による届出は、単身赴任届（別紙第1）により行うものとする。 2～3（略）</p> <p>(略)</p> <p><u>別紙第1（第7条第1項関係）</u></p>



